

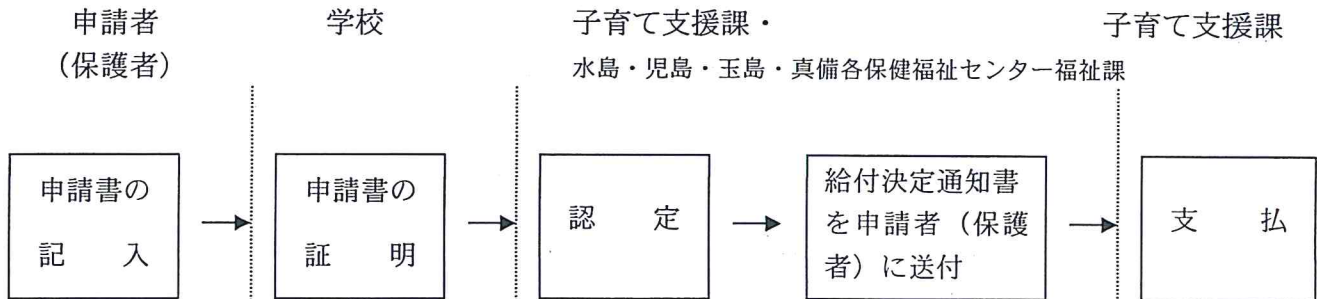
倉敷市遺児教育年金について

父又は母と死別した、義務教育就学中の児童の親権者、未成年後見人、その他事実上親権を行う者に支給します。(児童福祉法第47条の規定による児童福祉施設の長を含む。)

義務教育就学前に父又は母と死別して、その後就学した児童も支給対象です。

1. 年金額 児童1人あたり 月額 1,500円
2. 支払 年2回 9月(4月～9月分) 3月(10月～3月)
申請者の口座に振り込みます。

3. 申請および支払手順



※ 申請書を受理した日の属する月の翌月分からの支給となります。

4. 受給権が消滅する場合

- ① 遺児が市外に転出したとき
- ② 遺児が死亡したとき
- ③ 遺児の父または母が再婚(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)したとき
- ④ 遺児が中学校を修了したとき

5. 支給を停止する場合

- ① 遺児が倉敷市に住民登録および外国人登録を有さなくなったとき
- ② 遺児が休学しているとき、または就学できる状態でありながら就学しないとき
- ③ 遺児が養子縁組をしたとき
- ④ 遺児が里親に委託されたとき

6. 変更届の必要な場合

- ① 遺児の氏名を変更したとき
- ② 申請者(保護者)の氏名を変更したとき
- ③ 申請者(保護者)を変更するとき
- ④ 振り込み口座を変更するとき

※届け出について

4.の③および5.のときは、受給権消滅(停止)届が、6.のときは、変更届が必要です。

※ 支給申請書は遺児が通っている学校へ、消滅(停止)届、変更届は子育て支援課、各保健福祉センター福祉課へ提出してください。

倉敷市遺児激励金について

保護者（注1）と死別した児童の保護者（注1）またはその児童を現に監護している方に支給します。

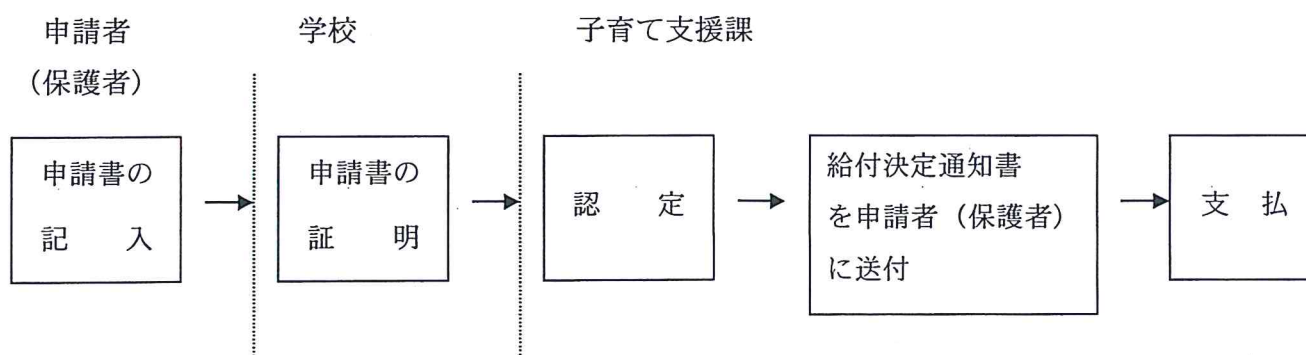
1. 内容

種類	金額	支給できるための条件	
入学激励金	一人につき 10,000円	遺児が学校（注2）のうち小学校 又は小学部、中学校又は中学部に 入学する時	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限あり 要保護世帯又は準要保護世帯であること （理由発生時より後で該当した場合も、申請できます。） ・理由発生時に、遺児が倉敷市に住所を有していること。
卒業激励金	一人につき 10,000円	遺児が学校（注2）のうち中学校 又は中学部を卒業する時	
保護者死亡 見舞金	一人につき 10,000円	児童が学校（注2）に在学中に遺児になった時	

（注1） 保護者：親権者の一方又は双方をいい、親権者のいない場合は未成年後見人をいう。ただし、児童福祉法第47条の規定による児童福祉施設の長は除く。

（注2） 学校：学校教育法に規定する小学校・中学校ならびに特別支援学校の小学部・中学部、学校法人岡山朝鮮初中級学校をいう

2. 申請および支払手順



3. その他

給付の請求権は、その理由発生時から2年間、これを行わないと消滅します。